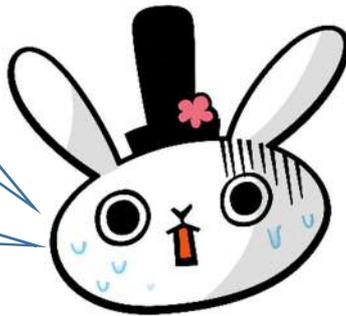


太宰府市内の空き家に関する相談窓口のお知らせ

空き家のお悩みは様々です！

草木の手入れが大変！
家が古くて倒壊しそう！

相談先はどこ！？



売りたい。貸したい。
相続の問題があるから
売りたくても・・・

まずは、ご相談ください！！



太宰府市と公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（宅建協会）は「太宰府市における空き家等対策に関する協定」を締結しました。この協定をもとに、空き家所有者等が空き家全般に関する『悩みごと・困りごと』について無料で相談できる窓口を、宅建協会筑紫支部内に開設しました。

《相談窓口》

宅建協会筑紫支部に所属する不動産事業者に、
空き家に関する『悩みごと・困りごと』について無料で相談できます。

《申し込み方法》

- ①市役所都市計画課に電話〔TEL：092-921-2121 *平日の8：30～17：00〕
- ②申込書を市役所都市計画課にメール、郵送、FAXもしくは持参

e-mail：urban-planning@city.dazaifu.lg.jp
住 所：〒818-0198 太宰府市観世音寺一丁目1番1号
F A X：092-928-7415

メールアドレス



市ホームページ

《申込書様式》 裏面もしくは市ホームページよりダウンロード

<http://www.city.dazaifu.lg.jp/>



相談に関する留意点

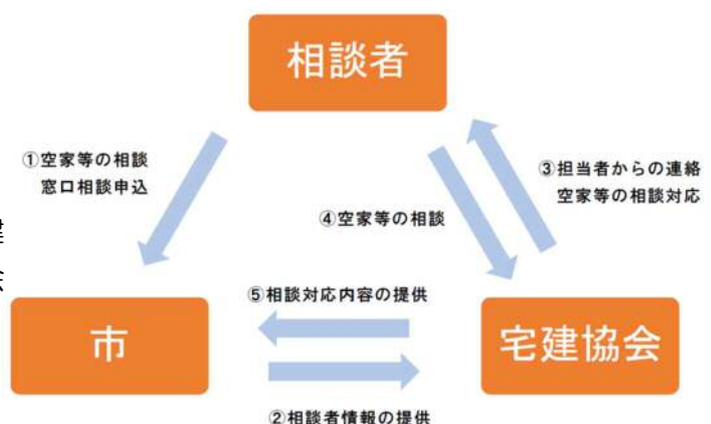
（1）相談対象者

太宰府市内にある空き家を所有又は管理される方

（2）情報を共有します

『悩みごと・困りごと』の解決に向けて、市・宅建協会で情報の共有を行います。相談対応は宅建協会筑紫支部所属の不動産事業者からご連絡します。

（4月に郵送される固定資産税納税通知書があると相談がスムーズです。）



＜本チラシに関する問い合わせ先＞ 太宰府市都市整備部都市計画課（TEL：092-921-2121）

空き家相談窓口 相談申込書

(宛先) 太宰府市長

年 月 日

私は、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会（宅建協会）筑紫支部が運営する「空き家相談窓口」に係る相談に申し込みます。

申込者	氏名	
	住所	
	電話番号	
所有者との関係	建物所有者の []	
	土地所有者の []	

所有者との関係記入例：本人、夫、妻、子 等

1 相談内容

内容	場所：太宰府市.....
----	--------------

記入例：売りたい、貸したい、維持管理について相談したい、具体的には決めていないが今後どうするか相談したい等

2 その他

--

3 同意事項

私は、次のことに同意します。

- (1) 申し込みにあたり記載内容について、宅建協会筑紫支部及び所属事業者へ提供すること。
- (2) メールや FAX でお申込みいただいた場合、そのアドレス又は FAX 番号について宅建協会筑紫支部及び所属事業者へ提供すること。

【免責】

- (1) 市は、情報の提供、必要な連絡調整等を行いますが、物件の売買又は賃貸借、維持管理等の契約に関する交渉及び仲介並びにこれらに係る苦情、紛争等については、一切これに関与しません。
- (2) 市は、相談案件関係者の故意若しくは過失によって生じた損害、物件の瑕疵によって生じた損害については、その責は負わないものとします。

■職員記入欄

受付方法：電話(受) メール
郵送 FAX 窓口

<申込に関する問い合わせ先>

太宰府市都市整備部都市計画課

TEL：092-921-2121 FAX：092-921-1601

E-mail：urban-planning@city.dazaifu.lg.jp